

「ハウスポ!やまぐち」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県ゆとりある住生活推進協議会（以下「当協議会」という。）が運営するインターネットサイト「ハウスポ!やまぐち」（以下「当サイト」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告主になりうる者は、原則当協議会の目的に沿った事業またはそれに関連する事業を行っている者とする。また、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- 一 政治性又は宗教性のあるもの
- 二 社会問題についての主義・主張
- 三 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- 四 公序良俗に反するおそれのあるもの
- 五 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- 六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- 七 基本的人権、第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- 八 法令、規則等に反するもの
- 九 その他掲載する広告として適当でないと当協議会が認めるもの

(広告の掲載位置、枠数及び規格)

第4条 広告掲載位置、枠数及び規格は次のとおりとする。

- 一 広告の掲載位置 当サイトトップページ右側
- 二 広告の枠数 10枠
- 三 広告の種類 バナー広告
 - ・大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル
 - ・形式 GIF（アニメーション不可）あるいはJPEG
 - ・データ容量 10キロバイト以下
 - ・画像のALTテキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は1年を単位とし、広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）を毎年4月1日、広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）を翌年の3月31日とする。

2 広告掲載期間の途中から広告を掲載する場合、広告掲載開始日は広告を掲載しようとする月の第1日とする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告は、原則として当サイトで公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 当協議会は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 当サイトへの広告掲載希望者は、別記様式1号にて当協議会に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 当協議会は、第3条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 当協議会は、広告掲載の可否を決定した時は、別記様式第2号により、広告掲載希望者に通知する。

3 当協議会は、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同じ順位のとときは、掲載希望年数の多いものを優先して選定することができる。

- 一 国、政府関係機関及び県内市町村並びにこれらに類するもの
- 二 当協議会の会員
- 三 本県の住情報の提供に資すると判断することができるもの
- 四 私企業のうち、公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの
- 五 前号の規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの
- 六 その他の私企業又は自営業等

4 第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告主は、前条の規定により広告掲載の許可を受けたときは、当協議会が指定する期日までに別記様式第3号を当協議会に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第10条 広告主は、広告原稿を当協議会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。
 - 3 当協議会は、提出された広告原稿の内容が第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

- 第11条 広告の掲載料は、1枠につき年額60,000円とする。
- 2 第5条第2項により広告を掲載する場合、広告の掲載料は前項の額の広告を掲載しようとする月から起算した月割りの額とする。
 - 3 広告主は、広告掲載料を年度毎に、当協議会が指定する期日までに指定された口座に振り込むものとし、その手数料は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

- 第12条 当協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
- 一 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
 - 二 第11条第3項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - 三 第3条の規定に反すると判断したとき。
 - 四 その他、当サイトへの広告掲載が適切でないと当協議会が判断したとき。
- 2 当協議会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 当協議会が、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主は当協議会に対して損害賠償等一切の求償を求めることはできない。

(広告掲載の取下げ)

- 第14条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により当協議会に申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、当協議会が当サイトの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - 一 機器等の保守又は工事を行う場合
 - 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - 3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

- 第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、当協議会にあらかじめ協議するものとし、第10条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
 - 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

- 第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに当協議会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告掲載後その責めに帰すべき理由により、当協議会及び当サイトに損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(協議)

- 第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当協議会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

- 第20条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、山口地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

- 第21条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、当協議会が別に定める。